

第7回茅ヶ崎市高齢者福祉計画

・介護保険事業計画推進委員会会議録

議題	1 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について 2 茅ヶ崎市地域包括支援センターについて 3 その他
日時	平成27年3月19日(木) 午後2時00分～午後3時30分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎3階・理事者控室
出席者氏名	田中久夫、今野かほる、三上秀明、外池仁、篠原徳守、小谷勲、 柏崎周一、鈴木忠義、武見正利、高田麗、米山康之、村越重芳 事務局：保健福祉部長、高齢福祉介護課長、高齢福祉介護課介護 保険担当課長、高齢福祉介護課職員、浜銀総合研究所
欠席者氏名	寺田洋、青木三郎、橋本久美子
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

(会議の概要)

委員長 只今より平成26年度第7回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を開催する。

議題1 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について(意見聴取)

(資料1) 説明【高齢福祉介護課：大川課長補佐】

委員長 各委員より、意見・質問はあるか。事務局からの説明にあったが、当施設については事務局で現場の確認を行い、基準に適合していることを確認しているようだ。また、利用者等より苦情等もないとのことである。特に意見が無ければ当委員会として更新に異議なしとして良いか。

(委員より異議なし)

委員長 それでは議題を次に進める。

議題2 茅ヶ崎市地域包括支援センターについて（意見聴取）

平成27年度茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター事業実施計画書

（資料3） 説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

委員長 各委員より、意見・質問はあるか。

柏崎委員 資料にある、基幹型地域包括支援センター、地域包括支援センター、委託型地域包括支援センターの3つの言葉の違いを教えて欲しい。

事務局 資料の表現が不統一で申し訳ない。地域包括支援センターと委託型地域包括支援センターは同じものである。茅ヶ崎市には自治会圏域ごとに設置され、委託により運営されている地域包括支援センターと、市役所内に設置された直営の基幹型地域包括支援センターがあり、この議題は直営の基幹型地域包括支援センターの平成27年度の実施計画をご審議頂くものである。

委員長 資料の表現については私も不明な点がある。資料中の研修実施計画にある主任介護支援専門員とはどちらの地域包括支援センターの主任介護支援専門員を指すか。

事務局 大変分かりづらくて申し訳ない。ここで言う主任介護支援専門員は、それぞれの地域包括支援センターに在籍する主任介護支援専門員のみならず、市内居宅介護支援事業所に在籍する全ての主任介護支援専門員を指している。

柏崎委員 そもそも委託型以外の地域包括支援センターが存在するか。

事務局 委託型以外の地域包括支援センターも存在する。茅ヶ崎市の地域包括支援センターは市が直営している基幹型地域包括支援センターを除き、自治会圏域ごとの地域包括支援センターは全て委託型である。

柏崎委員 計画書にある認知症初期集中支援事業の初期とはどの程度の認知症を指すか。認知症の自立度ではどの程度か。

事務局 初期という言葉について、自立度等の定義は示されていないが、国の資料によれば、徘徊等の具体的問題が生ずる前で、認知症の疑いのある物忘れ程度の状態を指しているようだ。茅ヶ崎市では認知症の初期状態に限らず、既に問題がありながら病院に繋がっていない方達を含めた事業を想定している。

篠原委員 認知症の場合には、本人も家族も認めたがらない場合が殆どである。また核家族化も進み、一人暮らし高齢者が増えるなかで、資料にあるような訴え等を待っているだけでは事業展開が難しいと考える。ぜひ進めて欲しい事業ではあるが、展開の方法を検討して欲しい。

事務局 ご意見の通りであり、事業の展開方法については様々に検討していきたい。

田中委員 基幹型地域包括支援センターの職員配置を見ると、全ての職員が他の業務との兼務となっている。仕事量も相当なものと推測され、専任の職員が必要ではないかと考えるが如何か。

事務局 介護保険制度の中で地域包括支援センターが求められる役割が増えていることは間違いない。兼務で業務を遂行することは大変な部分もあると思うが、兼務により他の市の業務と連携し易いというメリットもあると考えている。

田中委員 全業務量の何パーセントが兼務か、どの程度の力を基幹型地域包括支援センターの業務に注ぐことができるか、主な業務がどちらとなるか、明確にすべきと考える。主力の業務へ力を注ぎがちになることは間違いない。その意味でも専任の人員は必要と考える。

事務局 ご指摘はもつともである。基幹型地域包括支援センターも他の地域包括支援センターと同様に主任ケアマネジャー等の三職種を配置しなければならず、専門に業務に当たることが出来れば一番よいと考えるが、職員数も限られるなかで、厳しい状況ではあるが、現状は兼務で進めたいと考えている。

田中委員 その点は承知している。ぜひ基幹型地域包括支援センターの運営が手抜きとならないようお願いしたい。

事務局 十分注意したい。

小谷委員 資料にある地域ケア会議について、コーディネーター配置事業とほぼ同様の事業に感じられるが、両者の違いを教えて欲しい。

事務局 大きな違いは位置付けの根拠となる法律の有無と対象者である。地域ケア会議は介護保険法で位置付けをされ、地域包括支援センターが中心になるものになるが、コーディネーター配置事業は茅ヶ崎市独自に進めている地域福祉総合相談室が中心となるものになる。地域ケア会議は高齢者を対象としているが、コーディネーター配置事業については、対象を高齢者に限定せず、子供や障害者、低所得者等の様々な方を対象としている。対象者の個別課題を解決するという目的は同じである。

村越委員 地域ケア会議は医療的側面もあると認識している。メンバーに医療関係者が入ることもあると聞いているが、例えば民生委員がメンバーから抜けることもあるか。

事務局 課題となるテーマ如何でメンバーは異なり、医療関係者にメンバーとして入ってもらうことはある。但し、対象が高齢者であることから、民生委員には常にメンバーに入って頂きたいと考えている。

村越委員 まちぢから協議会にも福祉的な部会が設置されるようだが違いはあるか。

事務局 まちぢから協議会は個別課題を解決するのではなく、地域課題を解決する協議会になるが、地域ケア会議と性質が異なるものではない。

米山委員 話を聞いていると、基幹型地域包括支援センターは当実施計画書以外に、多くの業務に関わることになるかと考えるが如何か。

事務局 保健福祉部には高齢福祉介護課だけでなく、保健福祉課や障害福祉課等の福祉担当課があり、それぞれ連携しながら本市の福祉行政を進めている。それらの事業に関わることは十分に考えられる。

米山委員 それであるならばなおさら兼務の状態を今後も続けられるのかということについては検討が必要と考える。

事務局 平成25年10月に基幹型包括支援センター設置時には主任介護支援専門員を採用するなど、人員については常に検討を行っている。個別の地域ケア会議についても今後は基幹型地域包括支援センターから各地域包括支援センターへ移行するなど、業務が負担とならない体制を検討していきたいと考えている。

委員長 他に意見はあるか。基幹型包括支援センターについては設置されて間もなく検討課題も多いと思うが、特段の意見がなければ、これまでの意見を踏まえ事務局より提案のあった計画に基づき事業を進めていく方向で良いか。
(委員了承)

平成27年度茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針 (資料2) 説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

委員長 各委員より、意見・質問はあるか。

篠原委員 資料をみると地区社会福祉協議会と地区ボランティアセンターが分けて記載されている。事実上は一体的に運営されているものだが、一部には介護保険の改正に伴い分離されるという噂も聞く。市としては分離をしたい意向なのか。また、自治会は記載されていないがその点は如何か。

事務局 地区社会福祉協議会と地区ボランティアセンターを分離することは検討していない。また記載にはないが、当然自治会とも連携を図っていくこととなる。

委員長 この実施方針は、地域包括支援センターに対してこの内容に基づき指導を行っていくという理解でよいか。

事務局 この実施方針に基づき指導を行うということではなく、この実施方針に基づき運営を進めて頂くというものである。

田中委員 地域包括支援センターが行う事業は、当実施方針に基づき計画をされるということか。

事務局 地域包括支援センターには毎年事業計画を提出頂いており、その事業計画をこの実施方針に基づき作成してもらいたいと考えている。

委員長 他に意見はあるか。意見がなければ、実施方針について了承することとし、議題を次に進める。

地域包括支援センター事業評価システムについて

(資料4) 説明【高齢福祉介護課：大川課長補佐】

委員長 各委員より、意見・質問はあるか。

武見委員 資料4では推進委員会で地域包括支援センターの評価を行うとあるが、資料3では西方医療福祉研究会と共同でコンサルテーションを実施するとある。実際の評価機関はどちらになるか。

事務局 西方医療福祉研究会は直接的に運営状況进行评估することはしない。基幹型地域包括支援センターが各地域包括支援センターを評価し、当委員会に諮った上で最終的に市が評価をするというプロセスを検討している。

米山委員 資料には地域包括支援センターが自らの関係する法人へ予防プランを委託した件数が記載されているが、予防プランの情報だけでは足りないと感じる。要支援から要介護へ区分変更があった人の委託先や、当初から要介護の方の相談を受けた場合の紹介先が無ければ不十分と考える。

事務局 今後出来る限りの統計を取りたいと考えている。

柏崎委員 地域包括支援センターの評価については、自己評価が基本になるということか。

事務局 最初に地域包括支援センターが自らを評価して頂きたいと考えている。その後基幹型地域包括支援センターはヒアリングを実施し、地域包括支援センターの良さを引き出す方向で双方納得の評価を出したいと考えている。

柏崎委員 相談件数も評価の対象とするようだが、相談件数が少ないことは悪いとも言い切れないのではないか。また利用者による評価を検討することは出来ないか。

事務局 評価については様々な方法があると考えている。試行的に実施を進めながら、各地域包括支援センターの底上げとなるような評価方法を検討していきたい。

委員長 検討段階ではあるようなので、各委員より思うところを述べて欲しい。

柏崎委員 数字に反映しない部分を如何に評価するかが課題と考える。

小谷委員 例え自らの地域の地域包括支援センターの評価が低くても、利用者が地域包括支援センターを選ぶことは出来ない。絶対的な底上げが重要である。

田中委員 委託料に反映するのであればより厳密な評価基準が求められる。

篠原委員 地域包括支援センターの職員は5人程度と聞いている。茅ヶ崎市内でも地区ごとに高齢化率は異なっており、その点も検討が必要ではないか。

委員長 事務局には各意見を参考にしてもらいたい。個人的にはプレテスト的なものも必要と考える。具体的な数字が出てくることで、見えてくるものもあると考える。良く検討のうえ次年度以降に進めてもらいたい。議題を次に進める。

議題3 その他

委員長 各委員及び事務局より何かあるか。

外池委員 歯科医師会より連絡させてもらいたい。今年の2月より在宅歯科のコーディネートを行う部門を茅ヶ崎市内に設置している。電話番号が0467-54-0993になるので、御用命があればご連絡願いたい。老人ホーム等の施設も可能である。

事務局 事務局からは報告と連絡をさせて頂く。第6期計画の介護保険料の所得段階について、前回と前々回の推進委員会でご意見を頂いたが、そのご意見を参考に現在介護保険条例の改正作業を進めている。所得段階を11段階とし、各保険料額は推進委員会に提示したものより少し安く設定させて頂いたことを報告する。また、次回の推進委員会は5月頃を予定している。追って通知をするのでご承知おき願いたい。

委員長 他に意見はあるか。なければ第7回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を終了する。

委員長署名 鈴木 忠義

委員署名 田中 久夫
